

平成 29 年 8 月 18 日

金沢医科大学病院長
北山 道彦 殿

平成 29 年度第 1 回金沢医科大学病院医療安全管理業務監査結果報告書

金沢医科大学病院医療安全管理業務監査委員会規定に基づき、平成 29 年 7 月 28 日午後 1 時から午後 2 時 10 分までの間、監査を実施したので結果を報告いたします。

1. 監査方法

医療法施行規則第 9 条の 23 第 1 項第 9 号の規定に基づき、金沢医科大学病院の医療安全管理業務について、資料閲覧ならびに医療安全管理責任者および医療安全業務関係者等からの説明をうけ、医療に係る安全管理について監査を実施した。

2. 監査結果

①医療安全管理体制

1) 医療安全管理責任者である小坂建夫先生のもと、兼任医師（3名）、専従看護師（2名）、専従薬剤師（1名）、医療機器安全管理責任者である臨床工学技士（1名）、兼任セーフティマネージャー（3名）、ならびに専従の事務員（2名）から構成された医療安全管理室は、医療安全に係る連絡調整、対策推進、診療状況の把握、従業員の意識向上の確認などの業務、そして医療事故等が発生した場合の患者ならびに従業員への対応を含めた危機に十分対応されていると思われま

2) インシデント・アクシデントについては、電子カルテを用いた収集により早急に事例を確認できるようにシステム化がなされ、特に 3b（一過性ではあるが高度な障害があり濃厚な処置や治療を要した事例）以上の医療事故の場合、病院長への報告が迅速になされ指示を受ける体制が確立されています。インシデント報告数は病床数あたり年間約 4 件でした。薬剤関連のアクシデント・インシデントは別に報告がなされ、手術の合併症はレポートしないシステムになっているとのことですが、医師の報告件数がやや少ないのではないかとわれま

す。

3) 医療安全に関する従業員の研修ですが、DVD 貸し出しによる受講者が多い講習会があります。可能な限り、研修会の会場受講などの対面形式による研修の受講者が多くなるようお願い致します。

②医療法施行規則の改正に伴う承認要件の見直しに係る体制

1) 高難度新規医療技術については、今年度既に3件申請されました。倫理審査委員会と医療技術評価委員会での評価と適正な手順のもと承認がなされていました。

2) 入院患者が死亡した場合、所定の「死亡退院チェック票」を記載することにより、死亡診断書（死産証明書）と共に、医事課、情報管理室を経て医療安全室へ報告されるシステムが確立しています。また、医療事故調査制度の対象になるような事例は速やかに医療安全室に連絡される体制が確立していることはすばらしいと思われます。

3) 平成30年4月の時点において特定機能病院承認要件に求められている医師の専従により医療安全の推進がより実効性の高いものとなると思われます。対応を考えられているとは思いますが、早急に実務経験の豊富な医師の専従が実現するようお願い致します。

金沢医科大学病院医療安全管理業務監査委員会・委員長
富山大学附属病院医療安全管理室長

山崎光章

金沢医科大学病院医療安全管理業務監査委員会・委員
金沢大学大学院法務研究科

鵜澤剛

金沢医科大学病院医療安全管理業務監査委員会・委員
医療を受ける者代表

市川政江